

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間の延長について

県民・事業者の皆様には、日常生活や社会経済活動において、新型コロナウイルス感染症の拡大回避行動を実践いただき、感謝申し上げます。

さて、本県では、年明けに顕著となった感染拡大を抑え込むため、1月8日以降を「特別警戒期間」として、県民・事業者の皆様へ、特別措置法に基づく行動自粛等を要請するとともに、松山市内の酒類を提供する飲食店に対し、営業時間短縮の要請を行ってきたところです。

この間、県民・事業者の皆様の御理解と御協力のおかげで、県内の感染状況は、はっきりと減少傾向に転じてきました。

特に、多くの飲食店の皆様へ、20時までの営業時間の短縮要請に応じていただいたことで、年明け以降の感染拡大の主な契機となった会食・飲食店由来の陽性確認は、1月17日を最後に発生しておらず、皆様の御努力と御協力が実を結んでいるものと考えています。時短に応じていただいた飲食店の皆様に、改めて、感謝申し上げます。

また、新規事例の減少とともに、家庭内感染、感染経路不明も減少しており、市中に広く薄く浸透していた感染リスクを、ようやく抑えられつつある段階に至ったものと考えております。

こうした状況を受け、療養・入院患者の状況も相当程度改善されてはおりますが、現在、70歳以上の方が入院患者の7割以上を占め、医療現場の負担のピークは越えていません。高齢者は入院が長期化する傾向があり、この間に陽性確認が増加傾向に転じれば、再び医療機関への負荷が急増するリスクは残っています。

加えて、全国的な感染状況はピーク時に比べると減少傾向に転じているものの、先般、10都府県を対象に、緊急事態宣言が延長されるなど、県外からの持ち込み・持ち帰りによる感染リスクには依然として強い警戒が必要です。

これら足元の感染状況や医療現場への負荷、専門家の意見や国の緊急事態宣言の延長等を踏まえ、総合的に検討した結果、別添のとおり、「特別警戒期間」を当面、3月7日まで再延長することとしました。

現在お願いしている日常生活における行動自粛等につきましては、特別措置法に基づき、引き続き要請します。特に、県外からの持ち込み・持ち帰りリスクには気を付けていただき、緊急事態宣言下にある特定都道府県はもとより、感染拡大が収まっていない地域との不要不急の往来や、これらの地域の方々との会食は、基本的に自粛していただきますようお願いいたします。

また、最も避けなければならないのは、家庭内感染を通じて医療機関や高齢者施設等にウイルスが持ち込まれ、施設内で広がることです。家庭内感染を防ぐことは困難であり、重要なことは家庭内へのウイルスの持ち込みを回避することです。医療・福祉関係者や、こうした方と同居されている皆様におかれては、できる限り、ご家族以外の会食を控えていただくようお願いします。

ただし、松山市内の酒類を提供する飲食店への営業時間短縮の要請は、2月7日をもって終了します。

1月13日からの約3週間、飲食店のみならず、食材や飲料の取引業者、農林水産物等の生産者、さらには、タクシー等の交通関係者など、関係する多くの事業者の方々に、厳しい経営環境の中で、耐えていただきました。

県におきましては、時短要請の終了に合わせ、2月8日から、県民限定の県内宿泊旅行の割引を追加発行するとともに、G・O・T・O・イートの新規販売を再開するほか、県内市町による消費を後押しする取り組みなどをPRすることで、県内の事業者・生産者の皆様に応援させていただくこととしました。

県民の皆様におかれましては、「4人以下の少人数で、長時間を避け、同居のご家族やいつも顔を合わせているメンバーでの会食の徹底」や、「感染拡大地域の方々と会食は避けていただく」など、感染拡大防止策の徹底を前提に、これまで協力いただいていた飲食店やその取引業者の皆様などを応援する気持ちをもって、ご利用いただき、地域の消費回復に御協力いただきますようお願いします。

少しの油断や気の緩みが、即座に感染拡大に繋がります。県内の感染をしっかりと抑え込み、医療現場の負荷を大きく減少させるためには、この2月がとて大事な時期です。

この難局を県民一丸となって乗り切り、新たな出会いや別れ、門出や旅立ちなど、多くの方々にとって特別な節目の時期となる3月、4月を、明るい愛顔で迎えられるよう、決して警戒を緩めることなく、一層の感染回避行動の徹底をお願いします。

なお、特別警戒期間の延長については、本日の記者会見でご説明しましたので、県民の皆様におかれては、以下の2次元コードから、本日の会見の録画データをご覧くださいますようお願いします。



本県の感染状況の推移と 今後の対策について

「感染警戒期」 ～ 特別警戒期間 ～

※国の緊急事態宣言の延長に合わせて
当面、3月7日(日)まで再延長

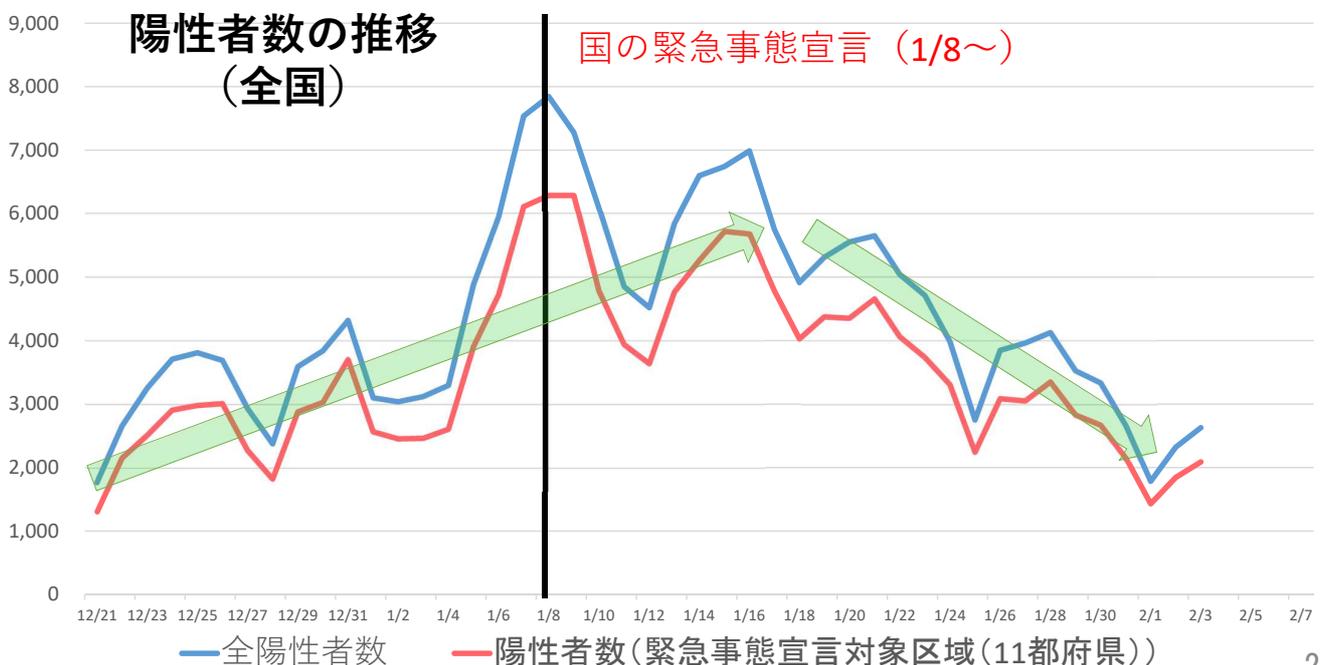
※ただし、飲食店への営業時間の
短縮要請は、2月7日(日)で終了

1

「特別警戒期間」の延長等に関する判断

1. 全国の感染状況・・・減少傾向

- ・緊急事態宣言期間開始時点と比べると概ね4～5割程度減少
- ・特定都道府県も減少傾向だが、多くがステージ4を脱する域には達していない

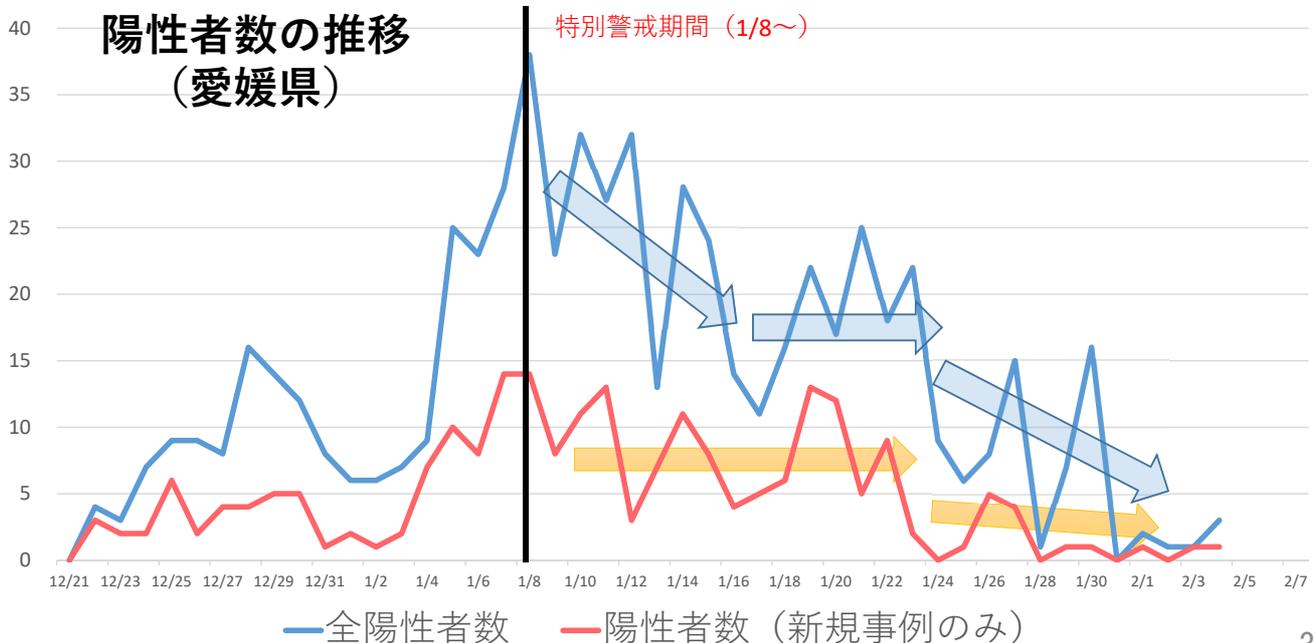


2

県内の感染状況は「減少局面」へ移行

2-1. 県内の感染状況

- ・陽性者の総数、新規事例の陽性者数ともに減少
- ・ただし、散発的な感染確認レベルに押しとどめるためには、引き続き警戒が必要



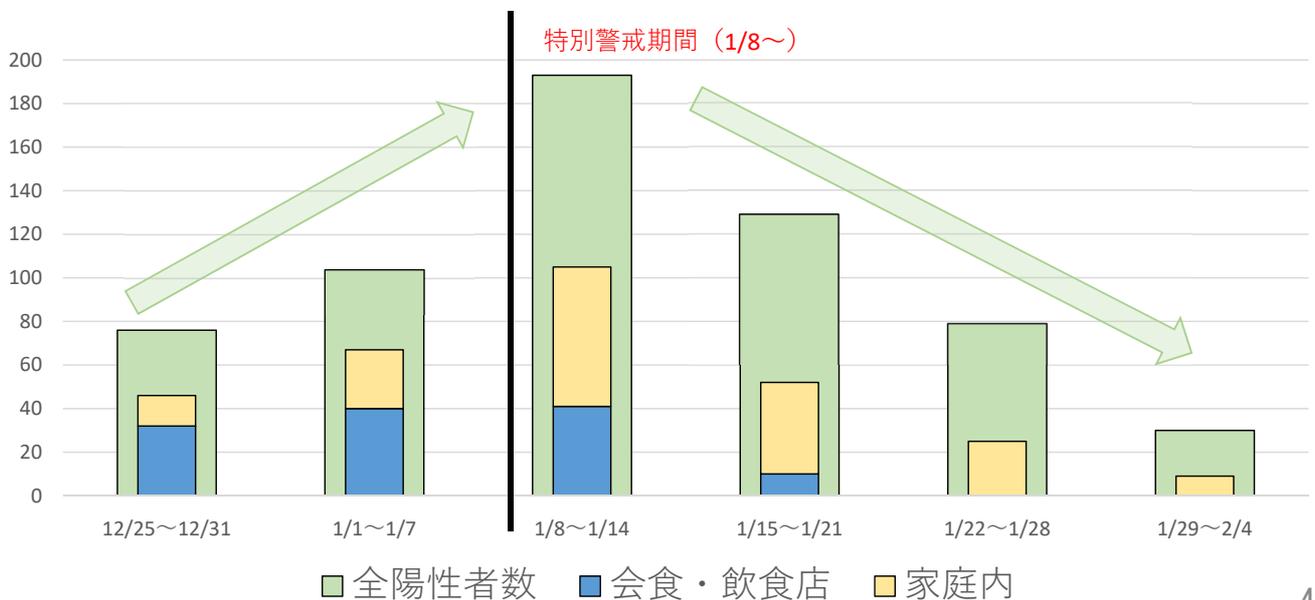
3

会食・飲食店由来の感染も減少

2-2. 会食・飲食店由来の感染状況

- ・年末年始の会食・飲食店由来の感染は大幅に減少 (時短要請の効果)
- ・家庭内感染も減少傾向、ただし、医療機関・福祉施設クラスターは対処中

陽性者数の推移 (感染経路: 会食・飲食店/家庭内)

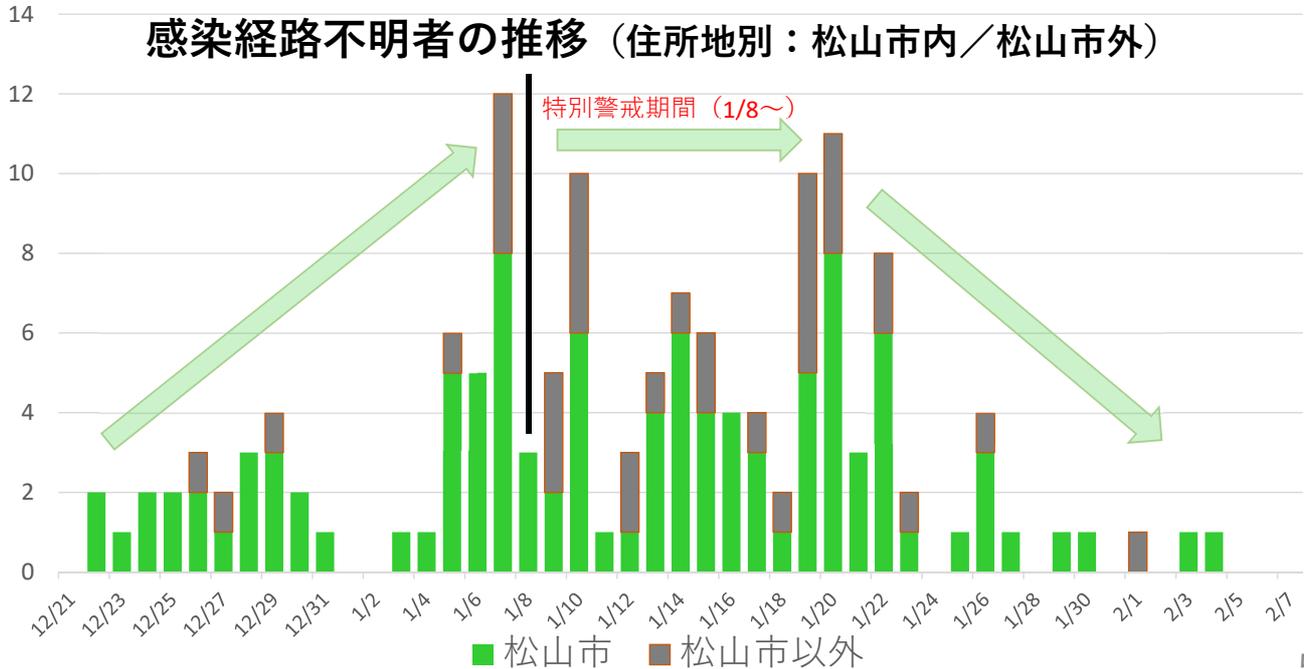


4

感染経路不明も全県で減少傾向

2-3. 感染経路不明者の状況

- ・感染経路不明者は松山市内・外ともに減少傾向
- ・ただし、感染経路不明者からのクラスター発生リスクには引き続き注意



5

医療提供体制の充実

○病床の追加確保

- ・病床数：229床 → 270床（+41床：中等症・軽症患者）
- ・重点医療機関数：8機関 → 11機関（+3機関）
- ・追加時期：2月以降

福祉施設の検査の拡充

○高齢者施設等に対するスクリーニング検査の実施（新規）

- ・目的：重症化リスクの高い高齢者施設等での感染の広がりを早期に把握し、迅速に対処するため、**無症状者に対するスクリーニング検査を実施**（行政検査）
- ・対象施設：感染状況や利用者の状況等を踏まえ、**県（または松山市）が個別に指定**
- ・検査方法：県が委託する民間検査機関でPCR検査を実施（全額公費）

○福祉施設の自主検査に対する補助制度の創設（新規）

- ・補助対象：福祉施設が民間検査機関を使い**自主的に実施する検査に対して経費補助**
- ・検査対象：施設への新規入所者、研修等やむを得ない事情により感染拡大地域を訪問した職員など
- ・補助額：**検査に要する費用の一定額**
- ・実施期間：**2月8日～**

6

「ステージ3（市中感染のまん延）」は当面回避

3. 国の「ステージⅢ」の判断目安である7指標

・特別警戒期間の開始前と比べて、全体的に改善傾向（超過指標なし）

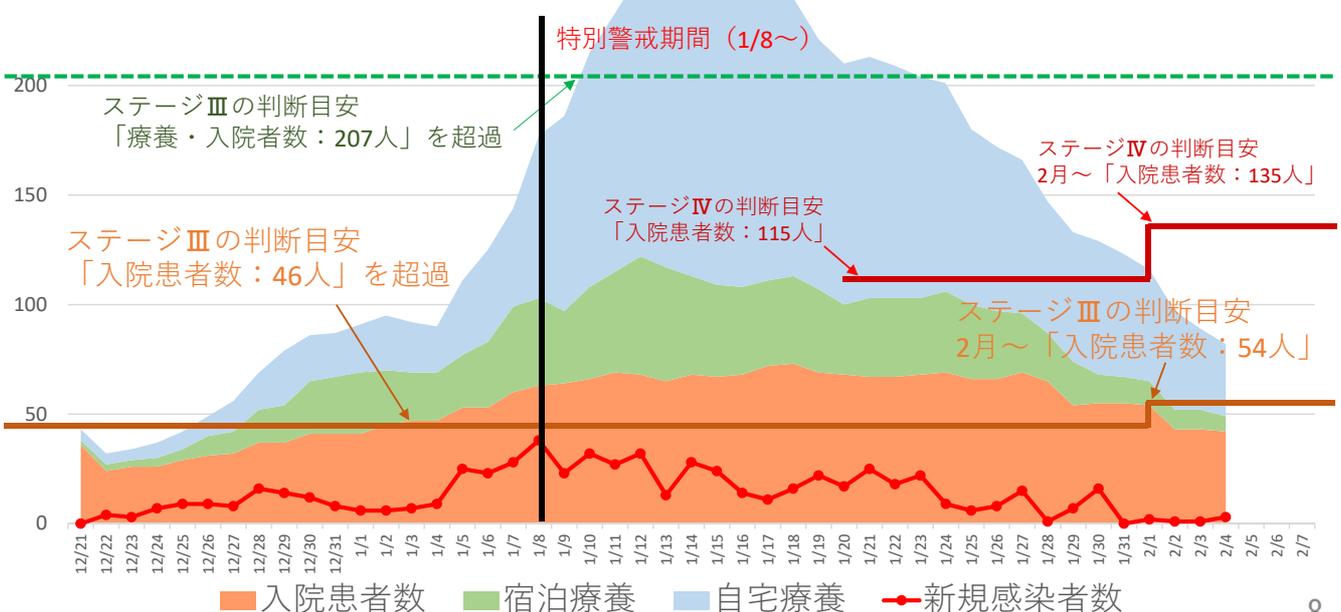
7指標 (本県に当てはめた場合)	特別警戒期間 開始前 (1/8公表)	2週間経過後・ 延長時 (1/22公表)	約4週間経過後・ 再延長時 (2/4公表)	
入院患者数（46人以上）→ <u>（54人以上※2/1～病床追加）</u>	63人	67人	42人	
重症者（7人以上）	2人	3人	2人	
療養・入院者数（207人）	177人	209人	82人	
陽性率（10%以上/週）	7.5% (1/1～1/7)	3.6% (1/15～1/21)	2.4% (1/22～1/28)	
新規感染者数（207人以上/週）	136人 (1/1～1/7)	121人 (1/15～1/21)	68人 (1/22～1/28)	31人 (1/29～2/4)
直近1週間の感染者が先週より多い	先週より増加 (先週73人)	先週より減少 (先週179人)	先週より減少 (先週121人)	先週より減少 (先週68人)
感染経路不明（50%）	24.3% (12/26～1/1)	21.8% (1/9～1/15)	29.0% (1/16～1/22)	12.9% (1/23～1/29)

入院患者数は減少傾向だが、医療負担は継続

4. 医療提供体制の状況

- ・「入院患者数」「療養・入院者数」ともにステージⅢの判断目安を下回る
- ・ただし、70歳以上の入院患者数が7割以上を占め、医療負担は高い水準

医療提供体制の状況



医療保健の専門家の意見

○医療提供体制

- ✓ 病床に余裕がある段階とは言えず、医療機関や医療従事者の負担軽減には至っていない
- ✓ 医療機関や高齢者施設でクラスターが発生すれば、医療がひっ迫するリスクあり

○感染状況の評価

- ✓ この数日間の減少傾向は明らかで、県内の感染リスクは改善していると判断できる
- ✓ ただし、安定してこの状態が続くかどうかは、今後、1～2週間の動向をみる必要あり

○懸念事項

- ✓ 県外の感染拡大地域からの持ち込み、持ち帰り
- ✓ 年度末の歓送迎会などの飲み会による感染拡大

○ 「特別警戒期間」は再延長

→ 当面の期限：3月7日（日）まで

※ 国の緊急事態宣言の期間

- ✓ 感染拡大地域との不要不急の往来や、特にこれらの地域の方々との会食は避けてください。
- ✓ マスクを着用しないなど、基本的な感染回避行動が徹底されない事例が確認されています。ウイルスは油断につけこみます。

○ 営業時間の短縮要請 (松山市内の酒類を提供する飲食店) → 2月7日(日)で終了

- ✓ 決して緩むことがないよう、身近な範囲（同居の家族や普段から接している人など）で、感染リスクに注意しながら利用してください。
- ✓ 特に、医療・福祉関係者や、そうした方々と同居されている方は、できるだけ家族での会食のみとするよう気をつけて下さい。
- ✓ 会食かどうかに関わらず、マスクなしでの近距離や大声での会話は避けてください。

11

感染拡大を防ぐための要請内容

○ 「特別警戒期間」及び「要請内容」

項目	現在	2月8日以降
対策期間	1/8(金)～2/7(日)	当面、3/7(日)まで再延長 <u>(国の緊急事態宣言の期間)</u>
期間名称	<u>「特別警戒期間」</u>	継続
要請内容	感染拡大地域への不要不急の往来や出張の自粛	継続
	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層促進	継続
	<u>酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請</u> <u>(協力金を含む)</u>	終了
	会食（「飲み会」）に関する注意	継続
	「5つの場面」の注意	継続
	業種別ガイドラインの実践	継続
	医療・高齢施設の面会制限	継続
	県立学校における身体接触を伴う活動等の制限	継続
	イベント等感染対策の徹底	継続

12

感染拡大を防ぐための経済対応

- **宿泊施設等が県民にテレワーク環境を提供する際の協力金**
 - ・対象者：県内の旅館・ホテル等の事業者（テレワークプランの事前登録が必要）
 - ・協力金：県民1人1日1室ごとに3,000円を上限×利用件数
県民向けテレワークプランの設定に対し1事業者あたり30,000円（利用実績ゼロの場合は交付なし）
 - ・事業実施期間：1/8（金）～2/28（日）⇒ **3/7（日）まで延長**
- **飲食関係団体が行う感染拡大予防ガイドラインの実践・徹底への支援**
 - ・（一社）愛媛県生活衛生同業組合連合会が実施するガイドライン徹底のための巡回指導等の経費を補助
 - ・実施内容：県内の飲食店1,500店舗を目標に、巡回指導を実施中
チェックシートにより個別店舗を確認・指導し、確認済を示すステッカーを配布

13

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

- **県内宿泊旅行代金割引**
県内宿泊旅行の5,000円割引（1人泊あたり）の追加発行（10,000人泊）
 - 対象期間：2月8日～3月31日
 - 対象：愛媛県民のみ（県外在住者は利用不可）
 - 取扱い：県内旅行会社
 - ※GoToトラベルの全国一斉停止（12/28～2/7まで）⇒ **3月7日（日）まで再延長**
- **Go To イート**
2月8日から新規販売の再開
（新規販売一時停止期間：12/28～2/7）
※販売及び利用期間の延長について、本日、食事券発行事業者（セキ株式会社）から発表
 - 5人以上での利用の制限
 - 毎日会っている身近な方やテイクアウトでの利用の推奨
- **事業者・生産者応援キャンペーン（新規）**
感染防止策を徹底したうえで、飲食・宿泊・交通事業者等や生産者への応援を呼びかけ
 - 取組内容：県内宿泊旅行代金割引及びGoToイートの利用の呼びかけ、消費を後押しする市町の取組みの集約・発信、テイクアウト等で頑張る飲食店の紹介等
 - 発信方法：SNS、HP、テレビ、ラジオ、新聞等（2/8～順次）

14

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○ 感染拡大地域との往来による感染リスクへの対処 **(継続)**

【県民・事業者】

○ **感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来や出張の自粛**

※やむを得ない往来や出張（物流等の社会インフラ関係、受験、医療、冠婚葬祭等）は、感染回避行動を徹底

※その場合、帰県後2週間は、体調管理に留意し、懇親会等の自粛など感染回避行動を徹底

[期間] 令和3年1月8日(金)～2月7日(日) ⇒ **3月7日(日)まで再延長**

[根拠] 行動自粛の協力要請、事業活動における協力要請【特措法第24条9項】

【事業者】

○ **テレワークや時差出勤等の一層促進**

※業務時間における感染リスクを減らし、執務中のソーシャルディスタンスを保つ

[期間] 令和3年1月8日(金)～2月7日(日) ⇒ **3月7日(日)まで再延長**

[根拠] 事業活動における協力要請【特措法第24条9項】

15

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○ 会食（「飲み会」）での感染リスクへの対処 **(継続)**

【県民】

○ **会食（いわゆる「飲み会」）に関して、次の事項に注意** **※飲食店に限らず、ホームパーティーでも注意**

- **大人数（5人以上）、長時間の会食は行わない**

※毎日会っている身近な人に限り4人以下で、短時間を心がける

- **体調不良の方は会食に参加しない、させない**

- **感染拡大地域での滞在など、2週間以内に感染リスクの高い行動をとっている方は、会食を避ける**

※頻繁に飲み歩くなどにより不特定多数の人と接触している方は特に注意

- **会食中も、飲食時以外はマスクを外さず、大声も出さない**

[期間] 令和3年1月8日(金)～2月7日(日) ⇒ **3月7日(日)まで再延長**

[根拠] 行動自粛の協力要請【特措法24条9項】

16

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○ 社会経済活動の再開による感染リスクへの対処 **(継続)**

【県民・事業者】

○ **感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意**

※「5つの場面」：①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話
④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【期間】 令和3年1月8日(金)～2月7日(日) ⇒ **3月7日(日)まで再延長**

【根拠】 行動自粛の協力要請【特措法24条9項】

【事業者】

○ **「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践**

【期間】 令和3年1月8日(金)～2月7日(日) ⇒ **3月7日(日)まで再延長**

【根拠】 事業活動における協力要請【特措法24条9項】

【医療機関・高齢者施設等】

○ **面会は時間や人数を制限し、嚴重な感染予防策を実施**

【内容】①施設の特性を踏まえ、患者・利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
②面会時は嚴重な感染予防策を実施

【期間】 感染警戒期中 **※継続**

【根拠】 協力依頼

17

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○ 社会経済活動の再開による感染リスクへの対処 **(継続)**

【県立学校】

○ **授業や部活動において身体接触を伴う活動等は、学校長の許可の下、健康観察や3密回避を徹底し注意をして実施**

○ **近隣校以外との練習試合は禁止** (特に松山市内の学校は厳選する。)

【期間】 感染警戒期中 **※継続**

○ 特別警戒期間中は、**身体接触を伴う活動等は極力控える**

【期間】 2月7日(日)まで ⇒ **3月7日(日)まで再延長**

【公共施設、イベント等】

○ **感染防止対策の徹底**

○ **接触確認アプリ(COCOA)、えひめコロナお知らせネットの活用**

※継続

18

「感染警戒期」～ 特別警戒期間 ～
少しの油断が感染拡大 注意を払って事業者応援

① 感染拡大地域（特定都道府県）との往来や出張自粛

- やむを得ない往来や出張は感染回避行動を徹底
- 特定都道府県以外の感染拡大地域への往来は感染状況等を確認の上、慎重に判断
- 帰県後2週間は、体調管理に留意する

② 会食では注意事項を徹底

- 会食は長時間を避け、身近な人と少人数(4人以下)で
- 2週間以内に感染リスクの高い行動をした方、体調不良の方は会食に参加しない、させない



③ 日々の健康管理に十分注意

- 症状が出た方は通勤など外出を避け、かかりつけ医等に相談の上、早期に受診
- 十分な休養と睡眠をとり、免疫機能を高める

④ 事業者・生産者を応援

- 感染予防を前提に、GoToイートや県内宿泊旅行割引などを利用して事業者・生産者を応援